

見積書提出依頼

令和8年4月14日(火) 13:30

件名	令和8年度宮古圏域農業水利事業所 什器等の購入及び搬入設置作業
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	別紙(仕様書)のとおり
見積書等提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】 (https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form)からご連絡ください。 見積書等提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで下記をご提出ください。 ・ <u>見積書</u> ・ <u>納入明細書(別紙様式1)</u> ・ <u>カタログ</u> ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見積書提出期限	令和8年4月21日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 泉
	TEL:098-866-0031(内線)81339
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 宮古伊良部農業水利事業所 石川
	TEL:0980-75-3290
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1)「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2)オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3)見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・提出日及び件名を記載する。 ・宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・見積金額は、各物品の単価がわかるよう内訳を記載し、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4)契約金額が100万円を超える場合は請書、250万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5)支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6)仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長 殿住所
商号または名称
代表者役職・氏名

納入明細書

※記載する物品のカタログ等を添付すること。

No.	同等品の場合 は○	品目	製品名	品番	備考
1		下駄箱	シューズロッカー、扉付・窓付き・鍵なし・12人用(3列4段)	9346KF-Z13	
2		ロッカー	クローレ	HCE-0931SS-W9	
3		スチール製重戸棚	保管庫 ベース付	53JWSETN-WE H60 53BJW-WE	
4		引き違い書庫	保管庫 ベース付	53HJWN-WE H60 53BJW-WE	
5		テーブル	テーブル(150*60)	TTJ-156NT-T171	
6		カウンター	生興 ハイカウンター NS 中棚付引き戸 タイプ W1800	CS-189HST	
7		その他の雑品(ホワイト ボード)	SKKホワイトボード (90*180cm)	VS2-36DSP	
8		その他の雑品(ホワイト ボード)	コクヨ ホワイトボード ホーロータイプ 行 動予定	FB-23KWNC	
9		その他の保管庫・箱・台類 (キーボックス)	コクヨ キーボックス KEYSYS シリン ダー キーホルダー	KFB-L32	
10		ロッカー	掃除用ロッカー	9BCNAA-ZA75	
11		その他の保管庫・箱・台類 (傘立て)	傘立て	L975AA-A01	
12		台車	台車 折りたたみ ブルー耐荷重300K スチール製	NHT-301	
13		その他の保管庫・箱・台類 (ドライボックス)	HAKUBA 防湿庫	E-ドライボックス 60L KED-60	
14		その他の衛生等用品(掃除 機)	東芝 掃除機サイクロン キャニスター 型クリーナー	VC-C7-R	
15		灰皿	スモーキングスタンド	L946CF-S01	
16		製氷機	ホシザキ自然冷媒全自動製氷機 (アジャスタ脚付き)	IM-25P	
17		その他の厨具 (冷凍庫)	AQUA ホームフリーザー	AQF-SFA14R	

仕 様 書

「令和8年度 宮古圏域農業水利事業所
什器等の購入及び搬入設置作業」

沖縄総合事務局

宮古圏域農業水利事業所

- 1 調達件名 令和8年度 宮古圏域農業水利事業所
什器等の購入及び搬入設置作業
- 2 数 量 【別紙1】「購入物品及び例示品一覧」参照
- 3 納入期間 契約締結後から令和8年6月2日までの間の当事業所が
指定する日
- 4 納入時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 納入場所 沖縄総合事務局宮古圏域農業水利事業所 多良間分室
多良間村字仲筋343番地
- 6 調達物品の仕様（共通事項）
 - (1) 本仕様書は、沖縄総合事務局において、事業所内で使用する物品の調達を目的とする。
 - (2) 調達物品は、【別紙1】に示す例示品と同等仕様とする。
なお、例示品として示す物品以外で納品を希望される場合は、令和8年4月 日
までに当該物品の一覧表とカタログを沖縄総合事務局総務部会計課へ提出し、発注
者の承認を得るものとする。
- 7 物品の納入
物品の納入日、納入時間等について、当事業所担当者と十分な打合せを行い、当事業所担当者の指示に従い行うこと。
また、納品場所への搬入設置（組立等を含む）まで行うこと。
- 8 支払方法
完了払（給付確認後、適法な支払請求を受けた日から30日以内）
- 9 実施条件
本業務を実施するにあたって、【別紙2】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全

を期すこと。

10 受注者の責務

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

11 その他

本仕様書に疑義が生じた場合は、当事業所担当者とは打合せの上、その指示に従うこと。

購入物品及び例示品一覧

No.	品目	製品名	品番	数量	単位	備考
1	下駄箱	シューズロッカー、扉付・窓付き・鍵なし・12人用 (3列4段)	9346KF-Z13	1	台	
2	ロッカー	クローレ	HCE-0931SS-W9	2	台	
3	スチール製重戸棚	保管庫 ベース付	53JWSETN-WE H60 53BJW-WE	3	台	
4	引き違い書庫	保管庫 ベース付	53HJWN-WE H60 53BJW-WE	2	台	
5	テーブル	テーブル(150*60)	TTJ-156NT-T171	4	台	
6	カウンター	生興 ハイカウンター NS 中棚付引き戸タイプ W1800	CS-189HST	1	台	
7	その他の雑品(ホワイト ボード)	SKKホワイトボード (90*180cm)	VS2-36DSP	1	台	
8	その他の雑品(ホワイト ボード)	コクヨ ホワイトボード ホーロータイプ 行動予定	FB-23KWNC	1	台	
9	その他の保管庫・箱・台類 (キーボックス)	コクヨ キーボックス KEYSYS シリンダー キーホルダー	KFB-L32	1	台	
10	ロッカー	掃除用ロッカー	9BCNAA-ZA75	1	台	
11	その他の保管庫・箱・台類 (傘立て)	傘立て	L975AA-A01	1	台	
12	台車	台車 折りたたみ ブルー耐荷重300K スチール製	NHT-301	1	台	
13	その他の保管庫・箱・台類 (ドライボックス)	HAKUBA 防湿庫	E-ドライボックス 60L KED-60	1	台	
14	その他の衛生等用品(掃除 機)	東芝 掃除機サイクロン キャニスター型ク リーナー	VC-C7-R	1	台	
15	灰皿	スモーキングスタンド	L946CF-S01	1	台	
16	製氷機	ホシザキ自然冷媒全自動製氷機 (アジャスタ脚付き)	IM-25P	1	台	
17	その他の厨具 (冷凍庫)	AQUA ホームフリーザー	AQF-SFA14R	1	台	

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。